

金融労組の取り組み

あおぞら銀行問題に強い関心示す

財務金融共同行動(4月16日)で金融庁

4月16日、「国民のための財務・金融行政を求める2021共同行動」が取り組まれた。これは、例年、金融労連など民間企業労組と公務関連労組が共同で取り組んでいるもので、今年は、財務省、金融庁、日銀、全銀行への要請が行われ、金融労連、金融ユニオンは日銀と金融庁への要請に参加した。

金融庁への要請では、真の意味での「顧客本位の業務運営」の徹底を求め、金融ユニオンは、あおぞら銀行による行員Iさんに対する懲戒処分の撤回、退職勧奨など不当な処遇の是正の指導を要請した。あおぞら銀行のIさんは、行内規定に反する遺言事務の取り扱いが行われたことについて、その是正を求めた。銀行は違反の是正を求めたIさんを、逆に懲戒処分にしさらに退職勧奨を行ってきた。4月16日の金融庁要請では、あおぞら銀行に対して、Iさんに対する不当な懲戒処分を撤回し、退職勧奨など不当な扱いを是正し、この問題の経緯を調査し法令の順守、行内ルールに基づく銀行業務遂行を指導するように要請した。

5月27日には都労委調査予定

これに関連して、金融ユニオンは東京都労働委員会に不当労働行為救済の申し立てを行い、5月27日に労働委員会の調査が予定されている。あおぞら銀行問題の概要、不当労働行為救済命令申立書等は特設サイト(あおぞら銀行労務政策是正要求特設サイト)をクリック。

4月9日に、大阪で行われた近畿財務局への要請行動で、近畿財務局はあおぞら銀行の案件として「金融庁に伝える」と回答していた。16日の要請に対して、金融庁は「今回要請を受けたので、あおぞら銀行に対して遅滞なくヒアリングを開始したいと思っている。この要望を銀行に伝えて、銀行の認識を確認したい。いずれにしても内部通報が有効に機能することが、コンプライアンス、リスク管理上きわめて重要で、このような事態が実際に起こっているのであれば、その後の対応も考える。まず、銀行に事実確認したい」と回答した。

要請団は「銀行はIさんに対する懲戒処分は、内部通報に対する報復ではないと主張しているが、Iさんが行内規定に反する遺言事務取扱の是正を求め内部通報を行った後に、5年も6年も前の事柄まで持ち出して懲戒処分を行うのは明らかに不合理であると認識している。Iさんに対する降格処分の件は改めて銀行と団体交渉していく予定であるが、金融庁として関心を持っている旨を銀行に伝えていただきたい」と訴えた。

さらに「銀行は『内部通報の報復ではない』というが、内部通報した後にオール1評価で降格というのは、過去数年間高い評価をつけていたのは何だったのか疑問に思う。明らかに報復としか考えられない」としっかりと調査を行うことを強く要請した。金融労連機関紙「金融労連」No347から。

あおぞら銀行関連記事リンク(あおぞら銀行から金融ユニオンに加入)